

議第91号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を次のように定める。

平成20年 9 月 4 日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

損 害 賠 償 額		681,050円
損 害 の 概 要	種 別	無効な建築物の除却命令による損害
	当該除却命令 を行った日	平成16年10月25日
	当該除却命令 が無効である ことが確定し た日	平成19年10月30日
	被 害 者	
	損 害 の 程 度	塀の自主移設費及び土間コンクリート、水栓その他の物件の自主撤去費並びにこれらの原状復旧費

提案理由

損害賠償の額を定める必要があるので提案する。